第十七条第六項中「第二百七十一条」を「第二百七十一条第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

第十八条の五第二項第二号中「第三十七条の五第三項」を「第三十七条の五第四項」に改め、同項第三号中「第十六条の三第五項」を「第十六条の三第六項」に改める。

第十九条第四項中「から第七十一条まで」を「、第七十条又は第七十一条」に改め、同条第二十四項の表第二百一条第二号の項中「第二百一条第二号」を「第二百一条第一項第二号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表第二百七十一条の項中「第二百七十一条」を「第二百七十一条第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十九条の三第十九項中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十条の二第七項第二号中「事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第七条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるとき」を「区域が含まれる都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内において当該区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の同条第一項に規定する都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該区域及び当該他の都市開発事業の施行される土地の区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合に」に改め、同条第八項中「第三十一条の二第二項第八号の二ロ」を「第三十一条の二第二項第九号ロ」に、「第三十一条の二第二項第八号のニイ」を「第三十一条の二第二項第九号イ」に改め、同条第九項及び第十項中「第三十一条の二第二項第九号」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同条第十一項中「第三十一条の二第二項第十号」を「第三十一条の二第二項第十一号」に改め、同条第十四項を削り、同条第十三項中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に、「地域は」を「区域は」に改め、同項第二号中「関する」の下に「同法第四条第一項に規定する」を加え、「同法第四条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三十一条の二第二項第十一号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に改め、同項第一号及び第二号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第三十一条の二第二項第十二号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとする。

第二十条の二第十五項を次のように改める。

15　法第三十一条の二第二項第十三号に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　前項各号に掲げる区域

二　都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域

第二十二条第七項中「第十九条第一項」を「平成二十四年法律第八十四号）第十九条第一項」に改める。

第二十三条第五項を削り、同条第四項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第一号中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十五条第三項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「同号」を「同項第一号又は第三号」に、「（同条第四項」を「（同条第五項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第一号中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に、「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十五条第三項に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

第二十三条第十四項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十項」に、「第九項」を「第十一項」に、「第三十五条第六項」に、「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6　法第三十五条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の規定により読み替えられた法第三十一条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、三千万円（次項前段の規定により計算した金額がある場合には、三千万円からその計算した金額を控除した金額）と次に掲げる金額の合計額とのいずれか低い金額とする。この場合において、第二号に掲げる金額が二千万円（次項に規定する法第三十五条第一項の規定により控除される金額がある場合には、二千万円からその控除される金額を控除した金額。以下この項において同じ。）であるときは、法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この項において「長期譲渡所得の金額」という。）のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額から同条第一項の規定により控除される金額は、二千万円を限度とする。

一　長期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額

二　二千万円と長期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額

7　法第三十五条第四項の規定により読み替えられた法第三十二条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、三千万円と次に掲げる金額の合計額とのいずれか低い金額とする。この場合において、第二号に掲げる金額が二千万円であるときは、同項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。）のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額から同条第一項の規定により控除される金額は、二千万円を限度とする。

一　短期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額

二　二千万円と短期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額

2　法第三十五条の三に次の一項を加える。

一　都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域

二　都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する同法第四条第一項に規定する都市計画が定められていない同条第二項に規定する都市計画区域のうち、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域

第二十四条の四第一項中「第三十七条の五第四項」を「第三十七条の五第五項」に改める。